

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成30年6月6日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03293

研究課題名(和文) 戦前期日本の軍法務官に着目した軍部における司法権の独立に関する実証研究

研究課題名(英文) An Analysis of the Independence of Judicial Powers in the military in Pre-war Japan with Special Reference to Judge Advocates (Homukan)

研究代表者

西川 伸一 (Nishikawa, Shin-ichi)

明治大学・政治経済学部・専任教授

研究者番号：00228165

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、軍法務官の氏名とキャリアパスを確定すると同時に、文官から武官への軍法務官の身分変更が判決に与えた影響の実証的解明を目的とした。そのために、本研究課題の「中間成果物としての配属先別軍法務官リスト」の作成を行ったとともに、「軍法務官の身分変更の前後両1年における量刑変化の量的把握」作業を実施した。加えて、軍(「統帥の要請」と司法の緊張関係の必然性やその今日的含意にも研究射程を広げ、戦前期日本における軍法務官の二律背反の実相への接近を目指した。

本研究の実施を通じて得られた戦前期日本の司法制度の特徴をとらえる新たな分析視角は、司法権の独立をめぐる研究に大きな貢献をもたらすものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to confirm the names and career paths of Judge Advocates, as well as empirically reveal the effect of changing the status of Judge Advocates from civil servants to officers of the military on their judgments. For this purpose, a list of Judge Advocates was created as an intermediate output, and a survey was made of changes in questions of law based on the change of the status as Judge Advocates. In addition, the scope of the study was broadened to include the inevitable tension between the military ("the request of the supreme command") and the judiciary and its current significance. This study also aimed to uncover the reality of two meanings of Judge Advocates in pre-war Japan. The results of this study provide a new analytical lens for interpreting the unique characteristics of pre-war Japan's judicial system, and this lens makes a significant contribution to the study of the independence of judicial powers.

研究分野：政治学

キーワード：軍法務官 政軍関係 軍法会議 秩序維持 帝国議会

1. 研究開始当初の背景

戦前期日本には、特別裁判所の一つとして軍事司法を担う軍法会議が存在していた。通常その法廷は判士とよばれた4人の武官と法務官(官名としては陸軍法務官あるいは海軍法務官。ここでは「軍法務官」として統一的に呼称する)と称された1人の文官の合計5人から構成されていた。法務官は司法官試補〔2〕の資格(現在の法曹資格にほぼ相当)をもつ法律の専門家であった。

軍部において軍法会議は内部統制装置の役割を期待されていた。軍部内の「法治」を守るため、軍法会議の法廷での唯一の法曹として軍法務官は重責を担わされたのである。ただ、戦後は軍法会議が存在しなかったことなどから、軍法務官を含めて軍法会議に関する実証研究は十分になされてはこなかった。吉田裕は「軍法会議の歴史に関する研究もほとんど見あたらないし、その実態についてもあまり知られていない」〔12〕と指摘している。北博昭も「軍法務の領域にあっては〔一次史料に〕まだ比重をおかなくてもよいほどの研究の蓄積はない」〔3〕と述べる。そして、2014年に刊行された『軍事史学』50巻1号が「軍事と司法」をようやく特集したのである〔11〕。

一方、申請者は日本の裁判所行政を研究してきたが、その過程で戦後の幹部裁判官に軍法務官就任者が少なくないことに気づいた。矢口洪一元最高裁長官しかり〔9〕、大内恒夫元最高裁判事しかり〔4〕である。彼らの裁判官としてのルーツは軍法務官としての勤務経験にあると考え、軍法務官に関する研究に着手した。その結果、軍法務官は軍法会議における唯一の法曹として、軍人裁判官たちに法の支配と司法の独立を説くユニークな存在であることがわかってきた。一方で、軍法務官就任者の「肉声」〔1〕〔7〕を調べると、彼らが「損ナ立場」「邪魔者扱ヒ」「継ぎ的存在」など卑屈で屈折した意識を抱きながら勤務し、軍事と司法の狭間で苦悩していたことも明らかになった〔5〕。

こうした軍法務官の苦悩を逆説的な意味で「解決」したのが、前述の1942年の陸軍軍法会議および海軍軍法会議法の法改正による、軍法務官の文官から武官への官職変更である。彼らの独立性を裏づけていた終身官などの身分保障の規定も削除された。軍法務官は法律知識を備えるのみならず、「統帥上ノ要求ヲ十分理解シ得ル武官」たるべきことが求められたのである。

とはいえ、当時の回想記を遺している軍法務官就任者はごくわずかである。そこで次に申請者は、1922年の両軍の軍法会議法の成立から1946年の廃止まで、実際に軍法務官にはだれが就いていたのかを割り出そうとした。『官報』の「叙任及辞令」欄を1号1号丹念に当たり、軍法務官就任者の氏名とその配属先を記録していった。この作業は1922年から2.26事件の年である1936年3月まで

進み、その中間報告として〔6〕を執筆した。軍法務官193人の氏名が判明した。それに對する査読報告書には、「ここまでの基礎的な事実の確定という作業は従来なされておらず、この論文は以後の法務官研究の土台をなすものになることは明らかである」と評された。

2. 研究の目的

申請者による上述の研究成果〔5〕をホップ、〔6〕をステップにたとえれば、本研究はジャンプに相当する、申請者の軍法務官研究の総仕上げ的な意味をもつ。そのため、本研究においては、「軍法務官の氏名とキャリアパスを確定すると同時に、上記身分変更が判決に与えた影響を実証的に解明する」という目的を達成するために、研究期間内に以下の課題に取り組んでいる。

課題1：軍法務官に関する基礎的な事実の確定作業を1936年4月以降分も続行する。

課題2：国立公文書館で軍法会議の裁判記録を閲覧する作業を実施する。

課題3：軍法会議における裁判官の独立の程度を検証する。

このように匿名の軍法務官を顕名化する作業を徹底することで、軍法務官の人事から、彼らの軍法会議における位置づけ、ひいては軍部における司法権の独立の程度までを解明を目指した。

3. 研究の方法

(1)平成27年度

平成27年度は、本研究課題の実施初年度であることを踏まえ、本研究課題の基盤となる研究課題(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)))(研究課題名:戦前期日本の司法と軍のインターフェイスとしての軍法務官に関する実体研究、研究代表者:西川伸一))において提示した研究知見を再確認するとともに、本研究課題を本格的に実施するために検討すべき論点の整理や課題の析出を実施した。

併せて、前述の研究課題を実施した際に涉猟することができなかった本研究課題に関連する先行研究の収集や分析に取り組むとともに、国立国会図書館をはじめとする公文書館が所蔵する史資料や『官報』をはじめとするデータベースに採録されている史資料の収集や分析を実施した。

以上のように、平成27年度は、来年度以降に本格実施するために必要な史資料の収集や整理といった基礎的な調査を優先して実施した。平成28年度以降は、これらの分析結果を踏まえ、論文執筆あるいは研究報告などを通じて研究成果を発表することを目指した。

なお、本研究課題における重要な分析視角である政軍関係に関する調査研究については、分担研究者である小森雄太が立憲君主制における政軍関係のあり方に関する調査研

究を実施し、国際学会においてその成果を報告している。

(2)平成 28 年度

平成 28 年度は、前年度に実施した調査研究の成果を踏まえ、軍法務官の身分変更や配属先が陸海軍の軍法会議における判決にどのような影響を与えたのかについて、前年度に渉猟した史資料の評価・分析をはじめとする包括的な分析を実施した。併せて、軍法務官を含む司法権と行政権、立法権との関係性について、太平洋戦争以前に形成・発展した関係性が現代にどのような影響を与えているのかに注目した分析も実施し、近代以降に形成された関係性が形を変化させつつも、現在まで繋がっていることを明らかにした。

以上のように、平成 28 年度は、渉猟した資料の評価・分析を行いつつ、本研究課題の分析枠組みの精緻化を優先して実施した。平成 29 年度は、本研究課題の実施最終年度であることを踏まえ、これまでの調査研究の成果を取りまとめるとともに、研究成果を論文執筆あるいは研究報告などを通じて発表することを予定している。

なお、本研究課題における重要な分析視角である政軍関係に関する調査研究については、近代日本における議会との関係性に注目した調査研究を実施し、国際学会においてその成果を報告する予定とした。

(3)平成 29 年度

平成 29 年度は、本研究課題の実施最終年度であることを踏まえ、前年度までに実施した調査研究の成果を豊富化させるべく、法務官が所掌する軍法務の実体を明らかにするため、故伊藤博氏（ニューヨーク州立大学プラッツバーグ校教授）より研究代表者に提供された軍法務官経験者を含む法曹関係者へのヒアリングデータの分析を行った。故堀木常助陸軍法務官（陸軍第七師団法務部長兼旭川衛戍刑務所長）の遺族とコンタクトが取れたことから、堀木氏の任命裁可書をまず収集して彼の執務状況の把握に乗り出した。

本研究課題の「中間成果物としての配属先別軍法務官リスト」の作成を進めるとともに、「軍法務官の身分変更の前後両 1 年における量刑変化の量的把握」作業を実施した。

併せて、これまでの調査研究の成果を踏まえ、軍（「統帥の要請」と司法の緊張関係の必然性、さらにその今日的含意にも研究射程を広げた。一方で、本研究課題における重要な分析視角である政軍関係についても、近代日本における議会との関係性に注目した調査研究を実施し、小森が国際学会においてその成果を報告している。

4. 研究成果

本研究は日本政治史や日本法制史といった歴史研究のみならず、政治制度や司法制度といった制度研究に対しても、大きな学術的貢献が期待できるものである。特に実施機関を通じて、現代政治分析への応用を常に意識

し、所要の取り組みを試みたことは、関連諸分野や社会への知的還元を図るという意味でも有益であったと考える。

また、本研究の実施を通じて、戦前期日本の司法制度の特徴をとらえる新たな分析視角を得られたことは、司法権の独立をめぐる研究に少なからぬ貢献をもたらした。また、軍法務官経験者のヒアリングデータを入手できたこと、および堀木氏の個人文書にアクセスできる目途が立ったことは、これらを活用する下記の研究を通じて、軍法務官研究を一層発展させることになるはずである。

すなわち、本研究課題を発展させた調査研究「戦前期日本の軍法務をめぐる実証研究 陸軍法務官・堀木常助を中心として」が、平成 30 年度科学研究費助成事業に内定し、既に予備調査に着手している。

<引用文献>

- 〔1〕小川関治郎 2000, 『ある軍法務官の日記』みすず書房。
- 〔2〕蕪山巖 2007, 『司法官試補制度沿革 統明治前期の司法について』慈学社。
- 〔3〕北博昭 2001, 「軍法務の文献に関する問題」『軍事史学』37 巻 1 号。
- 〔4〕台湾会 1983 『あゝ台湾軍』（非売品）。
- 〔5〕西川伸一 2013, 「軍法務官研究序説 軍と司法のインターフェイスへの接近」『政経論叢』81 巻 1・2 号。
- 〔6〕 2014, 「戦前期日本の軍法務官の実体的研究」『明治大学社会科学研究所紀要』53 巻 1 号。
- 〔7〕馬場東作 1985 『回想』法律新聞社。
- 〔8〕復員局 1948, 『陸軍軍法会議廃止に関する顛末書』復員局。
- 〔9〕矢口洪一 2004, 『矢口洪一オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。
- 〔10〕山本政雄 2010, 「旧日本軍の軍法会議における司法権と統帥権」『防衛学研究』42 号。
- 〔11〕 2014, 「旧陸海軍法会議制度の実態」『軍事史学』50 巻 1 号。
- 〔12〕吉田裕 2002, 「資料紹介 復員局・陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」『戦争責任研究』37 号。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 6 件)

- 西川伸一「「アベノ人事」を検証する 異例の人事はこうして行われた」『葦牙』43 号（2017 年 9 月）48-65 頁（査読あり）。
- 西川伸一「裁判官幹部人事・2010 年以降の傾向分析 いかなる変化がみられるか」上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理編『宮澤節生先生古稀記念 現代日本の法過程』上巻（2017 年 5 月、信山社）685-711

頁。
西川伸一「内閣法制局の現在 「黒子」が政治化するまでの軌跡」『法律時報』第 88 巻第 12 号 (2016 年 11 月 1 日) 74-79 頁。
西川伸一「政府の憲法九条解釈の規範力 その確立過程を検証する」『葦牙』第 41 号 (2015 年 7 月) 52-73 頁。

Y. Komori, Y. Matsuura and R. Gojo, "A Basic Study on Legislation by House Members: Focusing on the Issues and Prospects", *jsn Journal Special Edition 2017*, (July/2017) pp.275-288.

小森雄太「外務省国際法局研究序説 政軍関係への影響に注目して」『政経研究』第 53 巻第 2 号 (2016 年 10 月 11 日) 103-134 頁。

〔学会発表〕(計 10 件)

西川伸一「司法政治学と私」石松・下山セミナー (京都ガーデンパレスホテル、2018 年 3 月 31 日) (招待講演)。

西川伸一「裁判官増員の現状と課題 地域司法の充実にかかわらせて」関東弁護士会連合会・地域司法充実推進委員会勉強会 (日本弁護士会館、2016 年 11 月 14 日) (招待講演)。

西川伸一「内閣法制局の現在～舞台に出た「黒子」の逡巡～」2016 年度日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」(立命館大学朱雀キャンパス、2016 年 5 月 28 日) (招待講演)。

小森雄太「政軍関係研究省察 「近衛兵主義」に注目して」お茶の水政治研究会(日本政治学会分野別研究会)第 127 回定例研究会 (明治大学、2018 年 3 月 17 日) (口頭発表)。

Y. KOMORI, "Stable use of the sea lane", The 3rd International Conference of "The Security of the Eurasia Blue Belt and Sea Power"-Overlooking the Arctic and the North Pacific Oceans- (Shiba Park Hotel、2018 年 2 月 5 日) (招待講演)。

小森雄太「現代日本における議会制度に関する基礎的研究 政軍関係論の視点から」日本政治学会 2017 年度研究大会 (法政大学、2017 年 9 月 23 日) (口頭発表)。

Y. MATSUURA, R. GOJO and Y. KOMORI, "A Basic Study on Legislation by House Members: Focusing on the Issues and Prospects", The 10th National Conference for Japanese Studies in Thailand (Chulalongkorn University, 2016 年 12 月 15 日) (口頭発表)。

小森雄太、松岡信之「行政管理に関する基礎的研究 「管理官」に注目して」日本政治学会 2016 年度研究大会 (立命館大学茨木キャンパス、2016 年 10 月 2 日) (口頭発表)。

Y. KOMORI, "A Basic Study on parliamentary apportionment: Focusing

on the Modern Japanese Diet", International Political Science Association 24th World Congress of Political Science (The Poznań Congress Center, 2016 年 7 月 27 日) (口頭発表)。
Y. Matsuura and Y. Komori, "A Study of Political Regimes: Focusing from Civil-Military Relations", The 9th National Conference for Japanese Studies in Thailand (Centara Hotel Hatyai, 2015 年 12 月 17 日)。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件) 該当なし

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件) 該当なし

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
西川伸一 Online
(<http://www.nishikawashin-ichi.net/>)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西川 伸一 (NISHIKAWA Shin-ichi)
明治大学・政治経済学部・教授
研究者番号： 00228165

(2) 研究分担者

小森 雄太 (KOMORI Yuta)
明治大学・研究・知財戦略機構・研究員
研究者番号： 70584423

(3) 連携研究者 該当なし
()

研究者番号：

(4) 研究協力者 該当なし
()